



危険物安全週間

6月7日(日)～13日(土)

6月7日～13日は、危険物安全週間です。

危険物安全週間とは、石油類をはじめとする危険物の事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図る週間です。消防庁が、平成2年に毎年6月の第2週の1週間（日曜日から土曜日まで）と決めました。これは、気温が高くなり危険物の自然発火による火災が多くなる夏季を目前にした、6月初旬に啓発活動を行うためです。

ご家庭でのガソリンや灯油等、危険物の取り扱いには十分注意してください。

○危険物とは・・・

取り扱いを誤ってしまうと、大きな災害や被害等が発生しかねない危険な化学物質があります。一般的にこれらの危険な物質をまとめて「危険物」と呼んでいます。毒物、劇物、可燃性のものや不燃性のものなどがありますが、いずれも液体か個体であり、気体の危険物はありません。

また消防法上の危険物とは、取り扱い方法を誤ると火災を引き起こす性質がある化学物質のことで、消防法と関係法令により規制されています。



○私たちの周りの危険物

私たちの周りには、日常生活で使用する様々な危険物があります。ガソリン、灯油、軽油などの燃料類をはじめ、マニキュア、除光液、ヘアースプレーなど危険物を含んだ製品は、私たちの生活の中で、なくてはならない身近なものになっています。製品に記載された注意書きをよく読み、正しい取り扱いをしましょう。



平成27年度危険物安全週間推進標語
「無事故へと 気持ち集中 はっけよい」

■問い合わせ■ 常陸大宮市消防本部 予防課 ☎53-1156